

介護保険制度の改正について

平成 27 年度から介護保険制度の改正にともない、介護サービス等の一部が変更されました。

平成 27 年 8 月から実施

◆一定以上の所得がある利用者の自己負担が 2 割になります。

これまで介護サービスを利用する際、利用者はサービス費用の 1 割を負担していましたが、一定以上所得のある方については自己負担が 2 割になります。（下表参照）

利用者（自己）負担割合				
第1号被保険者 (65歳以上の方)	本人の 合計所得金額が 160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者 (65歳以上の方)の 年金収入＋その他の合計所得金額が	単身は280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満			

※要支援・要介護の認定を受けている被保険者の方には、各自の負担割合（1 割または 2 割）が記載された「介護保険負担割合証」を送付します。

※認定を受けている第 2 号被保険者（64 歳以下）の方は、一律 1 割負担です。

◆負担限度額認定の適用要件に資産要件等が加わります。

これまで施設入所や短期入所サービスを利用している方のうち、一定の要件を満たす方には食費・居住費等の負担軽減がありました。平成 27 年 8 月から要件の中に資産要件が追加されます。

平成 27 年 7 月までの適用要件

所得要件
市民税非課税世帯（本人・同一世帯の世帯員が市民税非課税）の方が対象

平成 27 年 8 月からの適用要件

所得要件	資産要件
市民税非課税世帯の方が対象 ただし、同一世帯だけでなく、世帯が違う配偶者がいる場合、別世帯の配偶者も市民税非課税であれば対象	預貯金等が一定額以下 単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下の方が対象

【お問い合わせ先】

本庁 保健課 ☎ 0986-76-8806 財部 福祉課 ☎ 0986-72-0935 大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5924

曾於市市制施行

10 周年記念植樹祭

桜 オーナー募集

今年は、曾於市誕生 10 周年になります。

曾於市の木は“さくら”です。大隅弥五郎伝説の里公園には約 1300 本の桜があり、春にはたくさんの見学者が訪れます。

この公園を早咲きのカワヅザクラ、そしてソメイヨシノ、その後、遅咲きのヤエザクラが咲き誇る、南九州一の景勝地として整備したいと思います。

10 周年記念事業として、市民の皆様の寄附によります植樹をお願いしたいと思います。10 年・20 年後の未来の子ども達のためにご協力をお願いします。

曾於市長 五位塚 剛

植樹祭 平成 28 年 2 月 14 日（日） 午前 10 時から
申し込まれた方には、後日、植樹祭の案内をお送りします。

植樹本数 100 本（カワヅザクラまたはヤエザクラ）

募金額 1 本 5,000 円

募集期間 7 月 1 日（水）～ 8 月 14 日（金）
※苗木がなくなり次第終了します。

申込方法 市役所総務課または各支所地域振興課で申込用紙に住所、氏名、連絡先を記入いただき、苗木代 5,000 円をお納めください。

【問い合わせ先】

本庁総務課 0986-76-8801

大隅支所地域振興課 099-482-5921

財部支所地域振興課 0986-72-0931

平成 27 年度自衛官等募集案内

募集種目		資 格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	男子	18 歳以上 27 歳未満の者	年間を通じて 行っています。	受付時にお知らせします。
	女子	18 歳以上 27 歳未満の者	8 月 1 日～ 9 月 8 日	9 月 25 日～ 29 日 (いずれか 1 日を指定)
一般曹候補生		18 歳以上 27 歳未満の者	8 月 1 日～ 9 月 8 日	1 次 9 月 18 日・19 日 2 次 10 月 8 日～ 14 日
航 空 学 生		高卒（見込含）21 歳未満の者	8 月 1 日～9 月 8 日	1 次 9 月 23 日 2 次 10 月 17 日～ 22 日 3 次 11 月 14 日～ 12 月 17 日
防衛医科大学校看護学科学学生 (自衛官候補看護学生)		高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 5 日～9 月 30 日	1 次 10 月 17 日 2 次 11 月 28 日・29 日
防衛大学校学生	推薦	高卒（見込含）21 歳未満の者 (学校長が推薦できる者)	9 月 5 日～9 月 9 日	9 月 26 日・27 日
	総合 選抜	高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 5 日～9 月 9 日	1 次 9 月 26 日 2 次 10 月 30 日・11 月 1 日
	一般 (前期)	高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 5 日～9 月 30 日	1 次 11 月 7 日・8 日 2 次 12 月 8 日～ 12 日
	一般 (後期)	高卒（見込含）21 歳未満の者	平成 28 年 1 月 20 日 ～ 1 月 29 日	1 次 平成 28 年 2 月 20 日 2 次 平成 28 年 3 月 11 日
防衛医科大学校医学科学学生		高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 5 日～9 月 30 日	1 次 10 月 31 日・11 月 1 日 2 次 12 月 16 日～ 18 日

自衛官募集説明会のご案内

自衛隊は大きくは陸上・海上・航空に分かれており、それぞれ数十種類におよぶ職種・職域があります。この説明会では、自衛官から自らの体験を踏まえた職業選択時のアドバイスや体験談などが聞けます。自衛隊に興味のある方は、お気軽にお越しください。

日時：平成 27 年 7 月 5 日（日） 午後 1 時～午後 4 時 30 分

会場：末吉中央公民館 第 2 会議室

お問合せ先

自衛隊鹿児島地方協力本部大隅地域事務所

☎ 099 - 482 - 1405

募集コールセンター（受付時間 12 : 00 ～ 20 : 00）

フリーダイヤル 0120 - 063792

募集相談員

吉田 道信（末吉地区）☎ 0986-76-5973

瀬戸 健二（財部地区）☎ 0986-72-1428

國師 義治（大隅地区）☎ 099-483-1606

曾於市役所 総務課 消防防災係

☎ 0986 - 76 - 8801（内線 1219）



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります

平成 27 年 10 月から、市民の皆さん一人ひとりにマイナンバー（個人番号）が通知されます。

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布され、マイナンバー制度が導入されることになりました。

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方にマイナンバー（個人番号）を付番し、行政の効率化や国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現を図るための社会基盤（インフラ）です。

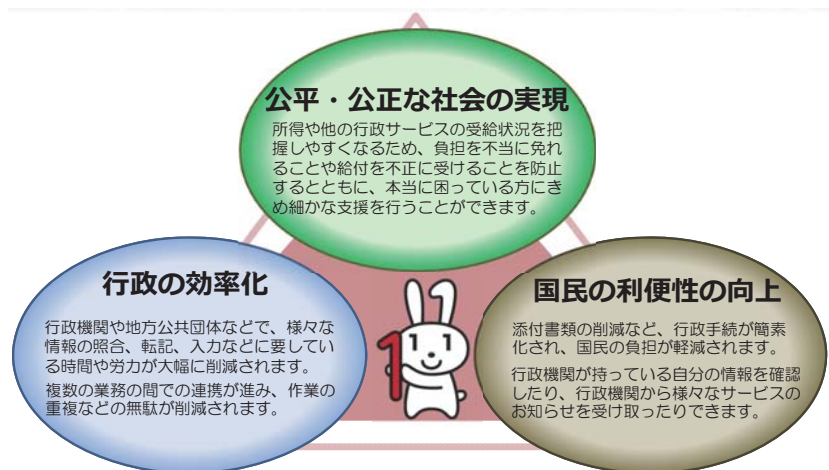
マイナンバーの概要とメリット

○マイナンバーとは

国民一人ひとりに通知される 12 桁の番号のことです。

マイナンバーは一生使うもので、「番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合」を除き、生涯変わることはありません。

○マイナンバー導入のメリット



マイナンバーの利用

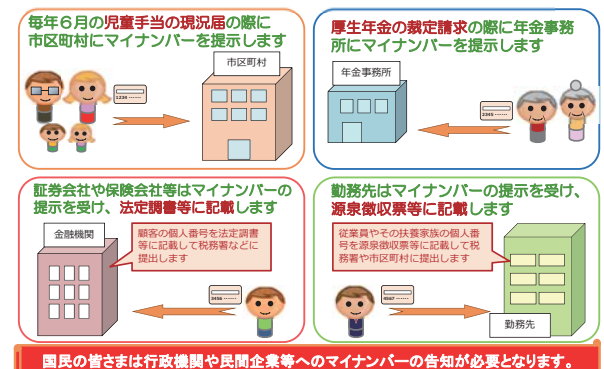
○マイナンバーの利用範囲

平成 28 年 1 月から、社会保障・税・災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中でも法律や自治体の条例で定められた行政手続にしか使用することはできません。（下表参照）

また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む個人情報（「特定個人情報」とよびます。）を他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

社会保障分野	年金	・年金の資格取得や確認、給付 など
	労働	・雇用保険の資格取得や確認、給付 ・ハローワークの事務 など
	医療	・医療保険の保険料徴収 など
	福祉	・福祉分野の給付、生活保護 など
税分野		・税務当局に提出する確定申告・源泉徴収などの事務 ・税務当局の内部事務 など
災害対策分野		・被災者生活再建支援金の支給 ・被災者台帳の作成事務

●マイナンバーは例えば次のような場面で使います。



マイナンバーを安全に利用するための取り組み

個人情報外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

○制度面の保護措置

- ①法律に規定があるものを除き、特定個人情報の収集や保管は禁止されています。
- ②特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。
- ③国や地方自治体等に、特定個人情報保護評価（※）の実施が義務付けられています。
- ④法律に違反した場合の罰則が、従来より重くなっています。

○システム面の保護措置

- ①個人情報は一元管理せず、年金情報は年金事務所、税情報は税務署といったように分散管理します。
- ②マイナンバーはそのまま利用せず、符号に変換して利用します。
- ③システムにアクセスできる人を制限・管理します。
- ④通信する場合はデータを暗号化します。

○マイポータル

行政機関が持っているマイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ、誰が、なぜやりとりしたのか確認していただける手段として、平成 29 年 1 月からマイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）が稼働する予定です。

※特定個人情報保護評価とは

特定個人情報を保有する国や地方自治体等が、個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を予測し、情報漏えいなどのリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもので、作成した評価書を国の特定個人情報保護委員会へ提出します。

提出した評価書はマイナンバー保護評価システムにて公表されています。保護評価システムのアドレスは次のとおりです。 <http://www.ppc.go.jp/mynumber/>

今後のスケジュール

○平成 27 年 10 月 「通知カード」の発行

市から、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送付します。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、ご注意ください。

○平成 28 年 1 月 行政手続きでのマイナンバー利用開始 「個人番号カード」の交付開始

法令で定められた行政手続きにマイナンバーの利用が始まります。また、希望者の申請により、通知カードと引き換えに、「個人番号カード」（顔写真付きの IC カード）の交付を受けることができます。個人番号カードは、公的な本人確認書類として利用できるほか、e-Tax などの各種電子申請を行うことができます。

【マイナンバー制度に関するお問い合わせ】
コールセンターを開設しています。
マイナンバーについてご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0570-20-0178
(受付時間：平日 9:30~17:30)

最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.htmj>

をご覧ください。

教育委員会だより

第11号

今回は、全国的に問題になっていない不登校やいじめについて、曾於市の状況をお知らせします。

不登校の定義は？

文部科学省は、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。現在、文部科学省の調査によると、不登校の児童生徒は全国に12万人余りいます。ここ数年減少傾向にありましたが、昨年度から増加傾向に転じています。

曾於市の不登校の状況は？

曾於市の過去6年間の不登校児童生徒数の推移は、次のとおりです。

年度	人数
21	43
22	40
23	40
24	37
25	32
26	28

曾於市の不登校児童生徒数は、平成21年度の43名をピークに年々減少傾向にあります。しかし、保健室登校など不登校傾向にある児童生徒も多数おり楽観できない状況といえます。

不登校の原因は？

不登校の原因で多いのが、「学校へ行きたいが不安で行けない」や「無気力」など原因はつ

きりしないものが最も多く、次に、家庭環境や親子関係によるものが多くなっています。いじめや友人関係のトラブルは意外と少ないのが実態です。

曾於市の不登校の対策は？

不登校の未然防止のために、学校に、心の教室相談員、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みの発見と早期解決に向けた教育相談の充実に努めています。

また、家庭環境が原因で登校できない児童生徒のために、スクール・ソーシャルワーカーを配置し、福祉と連携した支援を行っています。その他、本年度から末吉中央公民館に不登校児童生徒の学校復帰を支援するための施設として適応指導教室を設置しました。

曾於市のいじめの状況は？

いじめは、大人子ども問わず、決して許される行為ではありません。しかし、残念ながら、曾於市内の学校でも毎年いじめが発生しています。昨年度、学校がいじめとして認知した件数が、小学校15件、中学校11件です。

いじめの形態の多くが、昔からある「からかい・悪口」や「仲間はずれ・無視」であり、人間関係のもつれや未熟さに起因しているものがほとんどです。中には、「暴力」や「たかり」など犯罪行為につながるものもあります。

いじめ対策は？

いじめを根絶することは残念ながら難しいといえます。学校・教育委員会では、教育相談活動の充実はもちろん、いじめアンケートの実施など、いじめに悩む子どもたちを一刻も早く発

見し、早期に解決に導くことを最大の目標にして取り組んでいます。

いじめ防止基本方針とは？

国の「いじめ防止対策推進法」の制定に伴い学校および教育委員会はそれぞれ「いじめ防止基本方針」を定めることになりました。市の基本方針は、学校教育課のホームページに掲載されています。ぜひご覧ください。

不登校・いじめの相談は？

曾於市教育委員会では、不登校・いじめなど子育てで悩んでいる保護者に対し、いつでも電話での教育相談を行っています。

▽学校教育課 099-482-5957

曾於市小中連絡会

中学校入学後に、不登校やいじめが大幅に増える「中一ギャップ」が話題となっていますが、本市でもその傾向がみられます。文部科学省も「中一ギャップ」の解消を図るために、「小中一貫教育」を強力に推進しています。

さて、子どもたちの義務教育9か年を担う小・中学校ですが、案外校種が違っていると交流する機会が極端に少なく、小中学校間の連携はできていないのが実情です。今、生徒指導の充実や学力向上のためにも、小中学校の教職員が共に協力し合うことが何よりも重要になってきています。

5月19日に実施された曾於市小中連絡会では、市内の小中学校の教職員が各中学校区ごとに一堂に会し、授業参観のほか学力向上や生徒指導などについて、意見交換や連携の在り方を語り合うことができ、有意義な研修会となりました。



公益社団法人曾於医師会 **在宅医療推進講演会**

在宅医療の現場にレンズを向けた
カメラマン**國森康弘**氏が語る

「あたたかな
命のバトンリレー

～被災地、紛争地、在宅看取りの現場に想う～

Photo: 写真絵本 いのちつぐ「みとりびと」
(農文協) より抜粋 撮影: 國森康弘

日時 平成 27 年 **8** 月 **22** 日 (土) 14:00～16:00 (13:30 受付)

場所 末吉総合センター

入場無料

曾於市末吉町諏訪方 8127 番地 【TEL】 0986-76-7100

日時 平成 27 年 **8** 月 **23** 日 (日) 10:00～12:00 (9:30 受付)

場所 大崎町中央公民館

入場無料

曾於郡大崎町仮宿 1029 【TEL】 099-476-0548
いずれの会場も、ご自由にご利用いただけます。

講師 Profil: 1974 年兵庫県生まれ。神戸新聞記者を経て、フリーのカメラマンに。世界各地の紛争や貧困の状況取材。国内では医療現場や少子高齢化社会の問題、超低所得者層の取材など幅広く活動。朝日新聞 2010 年 5 月 27 日付け「ひと」欄にて看取りの写真家として紹介。



人生の最期を、自宅で迎えることが少なくなった今だから
大切な家族を、お家で看取ることが少なくなった今だから

子どもたちに、

大人に、高齢者に聞いていただきたいエピソード

共催: 曾於市、志布志市、大崎町

後援: 鹿児島県大隅地域振興局 曾於市教育委員会 志布志市教育委員会 大崎町教育委員会 そお薬剤師会

お問い合わせ: 曾於医師会在宅医療推進室 電話 099-477-1111 (有明病院内)